

■長期使用構造等の確認業務料金(新築)■

(新築・戸建住宅料金) ()内は消費税 10 %を含む料金です。

2025年4月18日 よりの料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県					
延床面積※1	区分	性能評価と同時申請※1	単独申請		
200㎡以下	型式製造者認証等	¥6,000 (¥6,600)	¥40,000 (¥44,000)		
	木造一般 (平屋)	¥6,000 (¥6,600)	¥53,000 (¥58,300)		
	木造一般 (2~3階)	¥6,000 (¥6,600)	¥64,000 (¥70,400)		
200㎡超 500㎡以下	型式製造者認証等	¥6,000 (¥6,600)	¥54,000 (¥59,400)		
	木造一般 (3階以下)	¥6,000 (¥6,600)	¥70,000 (¥77,000)		
(新築・共同住宅料金)					
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県					
1棟あたり手数料 = A + (M×B)		M=住戸数			
延床面積※1	区分	基本料金(棟あたり) (A)		一住戸当り料金 (B)	
		性能評価と同時申請※1	長期優良単独申請	性能評価と同時申請※1	長期優良単独申請
製造者認証 (500㎡以下)	製造者認証	¥6,000 (¥6,600)	¥45,000 (¥49,500)	¥1,000 (¥1,100)	¥8,000 (¥8,800)
200㎡以下	一般 (木造3階以下)	¥6,000 (¥6,600)	¥65,000 (¥71,500)	¥1,000 (¥1,100)	¥13,000 (¥14,300)
200㎡超 300㎡以下	一般 (木造3階以下)	¥6,000 (¥6,600)	¥75,000 (¥82,500)	¥1,000 (¥1,100)	¥13,000 (¥14,300)
300㎡超 500㎡以下	一般 (木造3階以下)	¥6,000 (¥6,600)	¥100,000 (¥110,000)	¥1,000 (¥1,100)	¥12,000 (¥13,200)
500㎡超 1000㎡以下	一般 (木造3階以下)	¥6,000 (¥6,600)	¥140,000 (¥154,000)	¥1,000 (¥1,100)	¥12,000 (¥13,200)
※1 「性能評価と同時申請」は、弊社への設計住宅性能評価と同じ物件を申請する場合に適用します。					
10.長期使用構造等の確認書又は技術的審査適合書の交付から5年を超えた住宅についての料金は、原則、上記料金表の料金(「3.」「4.」の構造計算がある場合の料金の適用がある場合は加算する)とします。ただし、軽微な変更内容と判断できる場合は、その程度によりお見積りいたします。尚、増改築等の内容で、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に適合しているものであり、交付された副本(確認書又は適合証及び申請図書と添付資料)の提出が必要です。また、当社が交付した物件以外はお引き受けできません。					
11.製造者認証等住宅又は木造以外の構造及び混構造の場合は別途見積りいたします。					
12.戸建て住宅で面積が500㎡超え又は4階建て以上の場合は別途お見積りいたします。					
13.共同住宅で4階建て以上の場合は別途お見積りいたします。					
14.料金は予告なしに改定することがあります。					

1. 製造者認証等の料金は耐震等級(1-1~1-5)及び劣化対策等級がそれぞれ「認証型式住宅部分等」がある場合に限り、かつ「型式住宅部分等製造者認証書」又は「住宅型式性能認定書」がある場合に限り、(別に住宅型式性能確認書を必要とする部分があります)ただし、一部に製造者認証等がされていない場合は、別途にお見積りいたします。

2. 設計性能評価申請と同時審査又は併用申請の場合は住宅性能評価の等級が長期使用構造等の対象等級以上とします。たします。

3. 弊社以外にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。
¥40,000 (¥44,000) / 1棟

4. 弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。(ただし、建築確認申請又はフラット35Sの申請時において、取得する耐震等級の審査を経ているものを除く)

① 建築基準法第6条第1項3号の建築物(ルート1に限る)
¥10,000 (¥11,000) / 1棟

② 上記以外
¥25,000 (¥27,500) / 1棟

5. 「長期使用構造等である旨の確認書」の再交付の料金は下記です。
¥5,000 (¥5,500) / 1回・1住戸

6. 軽微変更該当証明申請: 変更内容により弊社の判断で、下記の範囲内の料金とする。変更内容により弊社の判断で、下記の範囲内の料金とする。
下限 ¥3,000 (¥3,300) / 1住戸当たり
上限 ¥10,000 (¥11,000) / 1住戸当たり

7. 確認書の交付後の変更又は工事完了後の増改築(確認書等の交付後5年以内)
12,000円(税込13,200円)から上記の料金表までの間で変更の程度により決定する。但し、「3.」「4.」の構造計算がある場合の料金の適用がある場合は加算する。
※但し、共同住宅等については別途見積りとする。
※評価同時の場合は評価料金とする。

8. 併用住宅(一住戸)は一戸建ての料金に下記の料金を加算します。

① 住宅部分が断熱等性能等級1、一次エネルギー消費量等級1の場合
¥10,000 (¥11,000)

② 上記①以外
一般 ¥30,000 (¥33,000)

製造者認証等 ¥15,000 (¥16,500)

9. 当社に長期使用構造等の確認申請に併せて建築物エネルギー消費性能確保計画を申請し、確認済証の交付を受ける場合は下記の料金を加算します。

戸建て ¥10,000 (¥11,000)
共同住宅等 ¥10,000 (¥11,000) / 1住戸当たり